

## 欧州経済共同体における売上税の諸問題

中村 英雄

一

欧州経済共同体では域内関税の引下げが着着と進行し、その完全な撤廃は当初の予定よりも早く実現されるようである。しかし域内関税が完全に撤廃されても、それだけで、共同体内部の貿易を阻害する要因が全く無くなると速断してはならない。貿易に対する関税の影響力が弱まるにつれて、租税のもつ影響力はますます大きくなるであろう。<sup>(1)</sup> それゆえローマ条約も、加盟国間における関税の撤廃（第十二条——第十七条）及び数量制限の撤廃（第三十条——第三十七条）のほかに、租税に関する規定（第九十五条——第九十九条）を設け、各国の税制を調和することによって、租税によって生じる貿易阻害を除去しようとしているのである。

税制の調和が、共同市場の設立および運営に阻害的作用を及ぼすような一切の租税を対象とすべきであることは云うまでもないが、ローマ条約では「共同体委員会は、売上税、消費税およびその他の間接税（加盟国間の貿

欧州経済共同体における売上税の諸問題

## 欧州経済共同体における売上税の諸問題

易に適用される調整措置を含む）に関する各加盟国の法律が、共同市場の利益と調和することのできる方法を検討する」（第九十九条）と規定されており、調和の重点が間接税、とくに売上税におかれている。

現在、共同体に加盟している六カ国はすべて一般の売上税をもっている。その中フランスだけは付加価値税制度を採用しているが、その他の五カ国では累積的多段階売上税制度が実施されている。<sup>(2)</sup> この累積的多段階売上税が国民経済の内部で、同種商品に対する租税負担の不均等や垂直的企業集中の促進などの欠陥をもつことは広く知られている。もちろんこの欠陥は国民経済の範囲に限定されるものではない。こんにち輸入品は関税のほか、それと同種の自国産品に対する消費税と等しい租税を課されるのが普通であり、また自国産品が輸出されるばあいには、その消費税は免除され、あるいはすでに支払済みの租税は還付されるのが普通である。ところが累積的多段階売上税制度では、個々の商品が実際にどれだけの売上税を負担しているかを明かにすることが甚だ困難である。<sup>(3)</sup> そこで輸入のさいの調整課税と輸出のさいの租税還付を実施するためには、商品あるいは商品群ごとに平均税率をもうける必要がある。この点についてローマ条約は「累積的多段階制度によつて売上税を課している加盟国は、輸入商品に内国税を課するばあいおよび輸出商品に租税還付をおこなうばあいに……商品あるいは商品群に対して平均税率を定めることができる」（第九十七条）と規定している。しかし個々の商品の売上税負担が明らかでないのだから、各種の商品について妥当な平均税率をいかにして決定するかが先ず問題である。輸出のさいの租税還付および輸入のさいの調整課税の平均税率が実際の売上税負担よりも高く定められている国では、事実上輸出補助金と輸入課税が実施されていることになる。仮にこの平均税率が正確に計算されうるとして、もともとと同種商品の売上税負担は必ずしも等しくないのであるから、平均税率よりも低い売上税を負担して

いる商品は輸出を奨励され、他方平均税率よりも高い売上税を負担している商品は輸出を抑制されることになる。

この点に関連して、実際に多くの問題が発生している。たとえば一九五三年には鉄鋼共同市場の発足のさいに、独仏両国間に売上税制度の差異をめぐって、いわゆる『租税論争』が生じ、そのため鉄鋼共同市場の出發が当初の予定よりもおくれたことは広く知られている。しかもその論争は今日もなお十分に解決されてはいない。<sup>(4)</sup> また一九五九年一月には共同市場域内関税の第一次引下げがおこなわれたが、同年五月ベルギーはこの関税引下げに呼応するかのように入輸入に対する調整税の税率を引上げた。これに対して、関税引下げの効果を打消すための措置であるとの批判がむけられたのは当然である。しかしベルギーは、この措置は輸入品と国産品との租税負担の不均衡を是正するためのもので、関税の引下げによる歳入減を補填しようとするものではなく、ローマ条約の規定に合致していると説明した。いずれにしてもこの調整税率が内国売上税負担に匹敵するものであるか否かは、事実上検証不可能である。さらに一九六〇年には西ドイツで同様な調整税率引上げの問題が生じたが、今回は共同委員会、現状を維持すること、それを変更する場合は同委員会と事前に協議することという一応の合意が成立した。しかし問題そのものは全く解決されないまま残されているのである。<sup>(5)</sup>

## 二一

共同委員会、個々の租税あるいは租税群について発生すると予想される調和の問題を研究させるために、同委員会および各加盟国政府に所属する財政専門家によって六つの研究部会を組織した。<sup>(6)</sup> そのうち第一研究部会

欧州経済共同体における売上税の諸問題

は売上税の調和問題を担当し、一九五九年十二月の報告で、現在各加盟国でおこなわれている売上税について、(1)ローマ条約第九十七条に規定されている平均税率の適用が困難であること、(2)累積的多段階売上税制度が垂直的企業結合を促進すること、(3)租税上の国境が自由な商品の流通を妨げること、(4)租税制度の多様性によって国際貿易が困難になることを指摘し、共同市場を円滑に運営するためには売上税の調和をはからなければならぬという見解を公けにした。この報告は一九六〇年二月の会合で承認され、同時に『売上税の調和にかんする種類の可能性を検討するための小部会』が設置された。これは三つの小部会から成っており、小部会Aでは国境で対象に即しておこなわれる租税検査の廃止について、小部会Bでは卸売段階までの一般的単一段階税(場合によっては小売売上税と併用について)、小部会Cでは各国共通の付加価値税について、それぞれ種類の可能性が全く技術的見地から詳細に検討された。その研究は一九六二年一月に終了し、五月に報告が提出された。<sup>(7)</sup>

他方、共同体委員会は意志の決定に役だてる目的で、租税の調和を含む一般的な経済・財政問題を研究させるため、『租税・財政委員会』を任命して、(1)国内市場と類似の条件を創出、確保して共同市場を設立することは、加盟国間に存在する財政上の差異によって困難になるか、全く不可能になるか、あるいはまたその程度はどうか、(2)共同市場の設立と運営を特に困難にする差異を除去するのに、どんな可能性があるか、という二つの研究課題を与えた。この委員会はノイマルク教授を長として、十人の学者によって構成されているので、「ノイマルク委員会」あるいは「教授委員会」ともよばれている。この委員会は研究の終了を待たず、一九六二年七月にそれまでの成果をまとめたが、それは共同体委員会によって『租税・財政委員会報告』として公表された。そこでは(1)加盟国の税制の統一をはかるのではなく、その調和をはかること、(2)必要な調整措置を段階的に実現するこ

と、(3) 国境をこえておこなわれる商品流通に対する間接税に原産地課税原則を適用することによって、租税上の国境を廃止すること(個々の消費税は例外として、当分のあいだ仕向地課税原則が適用されること)、(4) 累積的全段階総売上税を廃止し、その代りに前段階売上控除による単一税率の付加価値税を卸売段階まで採用すること(場合によっては、個々の国で異なった税率をもつ総小売上税で補足してもよい)、(5) すべての租税、とくに直接税について課税標準を同等化すること、(6) 超国家的財政調整措置が必要であること、などが述べられている。<sup>(8)</sup> この報告に示されている予定表によると、税制の調和は三段階に分けられ、売上税の調和はその第一段階に、最も緊急なものとして掲げられている。<sup>(9)</sup>

共同体委員会はこれらの諸研究にもとづいて一九六二年九月売上税の調和にかんする具体案を作成し、ローマ条約第九十九条二項の規定に従って、十一月これを共同体理事会に提出した。その提案は次のようなものであった。

第一段階(この提案が理事会で可決された時から三カ年ないし四カ年間)には累積的売上税から、原則として一度しか商品価格を捉えない非累積的売上税へ移行する予定である。このばあい特定の売上税への移行が提案されているのではなく、どんな型の売上税を採用するかは各国の自由に委ねられている。

第二段階には、各国は第一段階で採用した新売上税制度をさらに拡大発展させて、過渡期末(一九六九年末)までに共通の付加価値税制度をつくりあげなければならぬ。この段階では税率と免税規定の統一は未だ要求されていない。第一段階で付加価値税制度を採用した国は第二段階でそれ以上の調整措置をとらなくてよい。

第三段階には、売上税の完全な調和、とくに共同市場域内における租税上の国境の廃止が目標とされている。共同体委員会は、売上税を完全に調和するのに必要な諸前提を各国がどれだけの期間でとのえうるか、今のところ予測できないと考えている。<sup>(10)</sup>

三

共同体委員会のこの提案では、第二段階で採用されるべき共通の付加価値税制度の構造とその適用方式について言及されていない。前述の第一階段を省略して直ちに第二段階への移行を希望する加盟国にとっては、この点に関する共同体理事会の決定が一日も早いほど好都合であり、おそらく第一階段の終了までにはそれが与えられなければならない。そこで理事会がこの決定を下すのに十分に間に合うよう、委員会は理事会に対して具体案を提出することになっている。<sup>(11)</sup> 付加価値税が、生産者、卸売業者および小売業者を含む範囲に対して適用される場合、それが種種の要求に最もよく合致するであろうという点については、ほとんど異論がないように思われる。しかし今日イタリア、オランダ及びベルギーでは小売業者は累積的売上税を課されていないのであるから、付加価値税への移行に伴って小売業者を課税の対象に加えることには、かなりの抵抗が予想されるであろう。そこで共通の付加価値税制度は小売以外の全段階に適用され、それを補足するための小売売上税は各加盟国ごとに自主的判断にもとづいて採用されるべきであるという点で、多くの意見が一致している。<sup>(12)</sup> 控除の方法について、すなわち投資財の場合それを購入した年に全額控除を認めるかあるいは毎年減価償却分だけ控除を認めるか(ノイマルク報告では前者を『消費型』の付加価値税、後者を『所得型』の付加価値税とよんでいる)、また原則と

して前段階の売上額を控除する方法をとるかあるいは前段階の税額を控除する方法をとるかという問題について、前述の小部会Cでは最終的決定がみられなかった。<sup>(13)</sup> ノイマルク報告では、投資にまわされる収益が租税によって減らされず、成長政策上有利であるという理由で、『消費型』の付加価値税がとられている。売上額控除か税額控除かについて同報告では、仕向地課税原則が適用される場合にはどちらも一長一短で、大差はないが、原産地課税原則が適用される場合には売上額控除によらなければならぬとされている。<sup>(14)</sup>

このようにして各加盟国は、前述の共同体委員会の提案に従って、まず累積的売上税を廃止し、ついでおそくも一九六九年末までに多段階付加価値税に移行しなければならなくなると予想されている。すでにフランスは一九五四—五五年の税制改革で、それまでの生産税と取引税を廃止して、世界ではじめて付加価値税を採用した。それまで実施されていた生産税は投資財に対して二重課税となっており、取引税は累積的売上税であった。これに対して現行の付加価値税はいわゆる『消費型』のもので、前段階の税額を控除する方法を採用し、生産および卸売の各段階で課税されている。<sup>(15)</sup> 西ドイツでも、早くから売上税の累積的性格に起因する多くの欠陥が指摘され、その修正の必要が認められていた。そのため一九五三年のいわゆる『有機的税制改革』のさいに、付加価値税制度の採用が勧告されたが、実現をみるに至らなかった。その後『組織関係』が復活されるなど、累積的売上税のもつ諸欠陥がかえって強化されるのうに見えた。<sup>(16)</sup> しかしながら結局西ドイツ政府は付加価値税の採用を決意し、一九六三年七月その法案を決定した。これは生産から小売までの全段階で、一〇%の税率をもって課税されるもので、前段階の税額を控除する方法をとっている。<sup>(17)</sup> この法案が議会を通過して成立すれば、それによって西ドイツは、前述の共同体委員会案の第一段階すなわち累積的売上税の廃止と、第二段階すなわち付加価値税

#### 欧州経済共同体における売上税の諸問題

の採用とを同時に実現しうることになる。独仏両国以外の加盟国もまた、この段階までに累積的売上税を廃止し、付加価値税を採用することを要求されるが、こういう税制改革の要請は各国にとって大きな干渉と感じられるであろう。しかしこの段階では未だ税率と免税規定は各国の自由な決定に委ねられており、租税上の国境も存在するから、租税にかんする主権は依然として各国に残されている。従って輸出入のさいの売上税の調整および還付はひきつづきおこなわれるであろうが、もはやそれに伴って従来のような貿易歪曲効果が生じることはないであろう。

共通の付加価値税制度が共同市場にとって最も好ましい売上税の形態だとされる理由としては、(1)広い範囲にわたって競争中立的であること、(2)輸出のさいの租税負担の免除と輸入のさいの調整課税が正確に実行できること、(3)企業集中に対する刺激をもたないこと、(4)技術の進歩を妨げないこと、(5)負担の転嫁が容易で、脱税が困難であること、などがあげられるであろう。<sup>108)</sup>

#### 四

前述の共同体委員会案では、共通の売上税制度を前提にして、第三段階で租税上の国境を廃止することが規定されているが、これが何時、如何にして実現されるかは示されていない。この点については、共同体理事会在が第二段階末（一九六九年末）までに決定を下しうるよう、共同体委員会が検討の上、適当な時期に提案することになっている。<sup>109)</sup>

租税上の国境が廃止されると、国境をこえておこなわれる商品流通という意味での輸出入はなくなるから、租



税負担の調整もそれに伴って廃止される。そこで輸出国が、国境をこえて出てゆく自国産品の租税負担を免除することができなくなるから、この商品は原産地で課された租税負担をその価格に含んだまま消費地へ届くことになり、従来のような仕向地課税原則は適用できなくなる。このことから、租税上の国境の廃止は仕向地課税原則から原産地課税原則への移行だと考えるのが普通のようなのである。しかし原産地課税原則、仕向地課税原則という術語は少しく吟味の必要がある。

コシニアニによれば、原産地課税原則とは商品が生産された国でそれに課税することである。そしてもしこの商品が外国向けのものであると、それは原産地で課された租税負担をその価格に含んだまま輸出され、租税上の見地からは、もはや国内市場と外国市場との区別がなくなる。この原則では税収は商品が生産された国に帰属し、輸入のさいの調整課税も輸出のさいの免税および租税還付もおこなわれない。ある国で生産された商品の価格は、それがどこで消費されても、同一の租税額を含んでおり、またある市場に集る商品の価格は、その原産地ごとに違う租税額を含んでいる。これに対して仕向地課税原則とは課税が商品の仕向地で、云いかえればその商品が消費される国でおこなわれることである。もしこの原則を原料から最終生産物まで一貫して適用すると、商品は買手の属する国でその国独自の税率で課税され、しかも輸出のさいには免税と租税還付が、また輸入のさいには調整課税がおこなわれるから、ある国で購入される商品の価格は、それがどこで生産されたかに拘りなく、等しい租税額を含んでいる。<sup>20</sup>このようなコシニアニの説明は、しかし、共通の付加価値税を前提とする場合には、若干の補足を必要とする。この制度のもとでは、新たにつくられた価値が課税の対象となるから、ある商品の価格はいわゆる原産国における租税負担だけでなく、いわゆる仕向国における租税負担をも含むことがありう

#### 欧州経済共同体における売上税の諸問題

る。いまある財が、原料はA国で調達され、ある程度までB国で加工され、C国で完成、消費されるものとすれば、この財の租税負担はA国で原料に対して、B国およびC国でそれぞれ加工によって付加された価値に対して課された租税額の合計である。<sup>23)</sup> 共同体委員会案の第三段階で予定されている租税上の国境廃止と関連して原産地原則が問題にされる場合の原産地は、仕向地と対立する意味のものではなく、価値が新たに付加された場所をさすものである点に注意する必要がある。

ところで、共同体委員会案では、租税上の国境を廃止することによって、現在おこなわれている仕向地課税原則から原産地課税原則へ移行することが予定されているが、これら両原則のいずれをとるべきかという問題は、すでに石炭鉄鋼共同体における売上税問題に端を発し、今日に至るも関係者の意見が完全に一致していないものである。<sup>22)</sup> ノイマルク委員会では多数意見は原産地課税原則への移行を支持しているのに対し、委員の一人であるコシニアニは仕向地課税原則を強く主張している。彼は累積的売上税のかわりに付加価値税を採用することには賛成するが、さらに進んで租税上の国境を廃止することに対して強く反対する。全加盟国が付加価値税を採用すれば輸出入のさいの租税負担の調整は完全に実現できるから、従来通り租税上の国境を認めて仕向地課税原則を適用しても貿易に対する歪曲作用は生じないはずであるというコシニアニの主張は、かなりの説得力をもっている。<sup>24)</sup> これに対して、同じく輸出入のさいの租税負担の調整を手がかりにして、現状では仕向地課税原則を完全に実施しうるための前提条件が欠けていることを理由に、これは採用しがたいとするノイマルク報告の説明は、いささか生彩を欠いているように思われる。<sup>25)</sup> コシニアニはさらに、国境における商品移動の検査の中、ローマ条約によって禁止されているのは貿易制限的効果をもつものだけであり、そうでないものは廃止する必要はなく、と

くに統計、衛生等の目的のための検査は廃止できないことを強く主張する。この点についてノイマルク報告は、たとえ仕向地課税原則が廃止されても統計、衛生等の目的をもつ検査のための国境の存在は必要であるし、租税上の国境も技術上、外面上は存在しうるが『実際には』存在しないと述べている。<sup>203</sup>これらの見解とは逆に、国境における検査を徹底的に廃止すべきことを主張するのはシュメルダースである。彼は、ダンツイヒ自由市とポーランドとの関税同盟について、ビール醸造会社監査役として自分が体験した事実にもとづいて、こういう検査がともすれば『行政による保護貿易主義』になりやすい危険を指摘して、国境の廃止を力説する。彼は、関税の撤廃とともにまず原産地課税原則に移行すべきで、税制の調和はむしろその結果としておこなわれるべきだと主張している。<sup>204</sup>

売上税に対する原産地課税原則の適用に伴って、税収にかんする諸問題が生じる。仕向地課税原則の場合には、輸入品に対する売上税収入はその商品を消費する国に帰属する。これは消費税たる売上税の本質からみて当然のことである。ところが原産地課税原則に移行すると、原産地で課された租税負担は商品価格に含まれたまま転嫁されて、仕向地の消費者によって最終的に負担されることになる。すなわち仕向地の消費者は原産地たる他国の租税を負担することになる。これは租税上の主権の及ぶ範囲とも関連して軽視できない問題である。<sup>205</sup>さらに、原産地課税原則の採用によって、ある加盟国の売上税収入は、域内輸入額に対する分だけ減少し、その反面域内輸出額に対する分だけ増加する。他方域外貿易に対しては原産地課税原則が適用できないから、ある国の貿易が域内に対しては輸入超過、域外に対しては輸出超過になっている場合には、この原則の採用はこの国にとつて売上税収入の減少を意味するであろう。貿易の構造が逆になっている場合には結果も逆になるであろう。<sup>206</sup>いま

欧州経済共同体における売上税の諸問題

この国の財政需要が一定で、したがってまた一定の租税収入が必要であると仮定すると、売上税収入の増減は租税体系上の他の要素によって補足されなければならない。このように、売上税に対して原産地課税原則を採用すると、その影響は租税体系全体に及ぶと考えられる。

域外貿易に対しては仕向地課税原則を、域内貿易に対しては原産地課税原則を適用すると、域外貿易について技術的困難が生じる。いまある財が加盟国Aで加工されて加盟国Bに輸出され、そこでさらに加工されて域外に輸出されたとする。この場合にはB国で租税の還付がおこなわれるが、その受領者は本来誰であるべきなのか、そしてその者に還付することが可能なのか、またそれを如何にして計算するか、という困難があらわれる。他方加盟国Aが域外から輸入した商品に若干の加工を施して加盟国Bに輸出する場合には、A国で輸入に対する調整課税がおこなわれるが、これについても同様の困難が生じる。ノイマルク報告は、この困難を特殊な財政調整措置と関連させて解決すべきことを示唆している。<sup>80</sup>

このように欧州経済共同体における売上税の調和は、解決を要する多くの問題を含んではいるが、すでに進むべき方向にむかって一歩踏み出している。シュメルダースが、かつてティンバーゲン委員会の消極的決定に対して、商品が国境であるいは国境をこえることに関連して租税負担を加減されている場合に、共同市場について語りうるかどうかと異論をさしはさんだような状態は早晩消滅するであろう。

注(II) Shoup, Carl S.: Taxation Aspects of International Economic Integration, in: Aspects Financiers et Fiscaux

de l'Intégration Economique Internationale (Travaux de l'Institut International de Finances Publiques,

Neuvième Session/Francfort/1953), p. 90.

(2) 共同体加盟六カ国はすべて商品およびサービスに対する一般的売上税制度をもっている。一九六〇年の状況はつぎの通りであった。

ドイツ

商品の引渡し及びその他の給付に対する全段階税、標準税率四％、卸売税率一％、軽減税率一・五―三％。  
ルクセンブルク

商品の引渡し及びその他の給付に対する全段階税、標準税率二％、卸売税率〇・五％。  
オランダ

商品の引渡し及びその他の給付に対する多段階税、標準税率五％（商人による小売免税、但し製造業者による小売は課税）、卸売税率〇・七五％。

イタリヤ

商品の引渡し及びその他の給付に対する多段階税、標準税率三・三〇％（小売免税）、軽減税率〇・六〇―一・三〇％、奢侈税率五・三〇―八・三〇％、飲食店特別税率一―六％。

但し多くの種類の商品の引渡しに対して三・三〇―一八・三〇％の概算税率を適用。

ベルギー

商品引渡しに対する多段階税、標準税率五％（小売免税）。

商品引渡しに対する概算税率、五％、一〇％、一三％。

サービスに対する計算書税、標準税率五％。

商品引渡しに対する奢侈税率一―一三％。

フランス

欧州経済共同体における売上税の諸問題

欧州経済共同体における売上税の諸問題

商品引渡しに対する付加価値税（但し生産および卸売）、標準税率二〇％、軽減税率六一・一〇％、奢侈税率三三・二五％。

サービス税、標準税率八・五％、加重税率一二％。

最終消費者売上に対する地方売上税、標準税率二・七五％、飲食店税率八・五％（この和税は一九六〇年かぎりでの廃止の予定）。

Bundesministerium der Finanzen, Finanzbericht 1961, S. 156f.

- (3) 拙稿「西ドイツの売上税」成城大学経済研究 第十号 二五頁以下。
  - (4) 拙稿「共同市場の側面——『租税論争』を中心として」成城大学経済研究 第十三号。
  - (5) 大蔵省EEC研究会編、「EECの全貌」 日本関税協会 一九六二年。三六頁以下。
  - (6) 各部会の研究課題は次の通りである。
    - 第一研究部会 売上税の調和。
    - 第二研究部会 国境をこえて行われる商品流通に対する売上税の調整手続問題。
    - 第三研究部会 消費税。
    - 第四研究部会 共同市場内部における利潤税。
    - 第五研究部会 第三国に影響を及ぼす利潤税。
    - 第六研究部会 資本収益税。
  - (7) Finanzbericht 1963, S. 89.
  - (8) Finanzbericht 1963, S. 90.
- ノイマルク委員会のメンバーは左記の十名である。

- Fritz Neumark 教授 (独)
- Willy Albers 教授 (独)
- Alain Barrère 教授 (独)
- Cesare Cossiani 教授 (伊)
- Joseph Kauffman 博士 (ルクセンブルク)
- Maurice Masoin 教授 (仏)
- Bernhard Schendstock 教授 (蘭)
- Carl S. Shoup 教授 (米)
- Gaetano Stammati 教授 (伊)
- George Vedel 教授 (仏)
- Europäische Wirtschaftsgemeinschaft, Kommission, Bericht des Steuer- und Finanzausschusses, 1952. (以下  
 以下 Neumark-Bericht と略記する。)
- (9) ノイマルク報告の改革予定表は次のようになっている。

◎ 第一段階

この段階では、売上税以外のものについては、大体後続の段階で実施される改革の準備がおこなわれる。

A 実施措置

- 1 売上課税の改革。これは税制調和政策の最も重要かつ緊急な措置とみなすべきものである。
  - 2 配当、利子課税にかんする規定の調和。
  - 3 共同市場内での二重課税防止に関して、多角的協定の締結が不可能であるかぎり、現行協定をOECDのモデル
- 欧州経済共同体における売上税の諸問題

欧州経済共同体における売上税の諸問題

協定の方向にそつて改正すること。

B 準備措置

- 1 法人課税の改革。
- 2 直接税の同等化措置。
- 3 租税検査の経験と改良の可能性に関する意見の交換。
- 4 二重課税防止のための多角的協定の可能性の検討。
- 5 対外共通関税を原資とし、共同体自身に帰属する共同基金の創設。

◎第二段階

A 実施措置

- 1 改正法人税の実施。
- 2 所得課税の同等化に必要な措置。
- 3 二重課税防止のための多角的協定の締結。
- 4 重要性の小さい個別消費税の廃止。

B 準備措置

- 1 個人所得税を補完するものとしての財産税の研究。
- 2 相続税の検討。
- 3 廃止できない消費税の検討。
- 4 売上税改革が実施された後、消費税によつて生じる歪曲の検討。

◎第三段階



この段階ではこの報告で提案された改革措置で、第二段階までに実施されなかったものを全部実施するほか、次の措置をとる。

- 1 租税検査を効果的にするための共同情報機関の設置。
- 2 第一段階にあげた基金以外の超国家的財政調整措置。
- 3 財政裁判所の設置。

右のほか資本流通税、運搬税およびエネルギー運搬税は、一般的改革の実現に伴って改革を加えられる。

以上がノイマルク報告の予定表の骨子であるが、これには具体的な時間が示されていない。(Neumark-Bericht, S. 91ff.)

(9) Finanzbericht 1963, S. 92.

Jansen, Johannes C.; Harmonisierung der Umsatzsteuern im Gemeinsamen Markt, in: Wirtschafts- und Finanzpolitik im Gemeinsamen Markt (Schriftenreihe der Forschungsstelle der Friedrich-Ebert-Stiftung, Hannover 1963), S. 82f.

- (11) Jansen, Johannes C., a. a. O., S. 87.
- (12) Neumark-Bericht, S. 46f. Jansen, Johannes C., a. a. O., S. 86f.
- (13) Jansen, Johannes C., a. a. O., S. 87.
- (14) Neumark-Bericht, S. 44f. und 81.

(15) 取引税 (les taxes sur les transactions) はその国庫的性格と負担の累積的性格のために、一九二〇年採用、三六年廃止、三九年復活、五五年廃止という変転をたどった。この租税は一九五五年に廃止される直前には税率一％の全段階総売上税であった。生産税 (la taxe à la production) は一九三六年、取引税が廃止されたをいさそれに代って採用され、

欧州経済共同体における売上税の諸問題

## 欧州経済共同体における売上税の諸問題

原則として生産段階で一回限り課されるものであったが、一九三九年取引税が復活してもそのまま継続された。一製造業者から他の製造業者が原料、半製品および部品を購入した場合には、前段階で支払われた生産税は次の段階の生産税から除外された。しかし機械設備に対する生産税の控除は認められなかったもので、これに対しては生産税が二重に課され、投資が抑制されるという批判があった。廃止される直前の税率は一五・三五％であった。

一九五四年まず生産税が廃止され、それに代って付加価値税が採用された。ついで一九五五年取引税が廃止され、付加価値税が卸売段階まで適用された。結局小売段階では取引税が廃止されたままそれに代る課税がおこなわれなかった(注②参照)。これは当時プシヤード(F. Poujade)の反税運動が盛んで、小売業者の反対が強かったためだといわれている。Due, John F.; Sales Taxation, Urbana 1957, pp. 120ff.

細田義安「英独仏三国における税制と租税経済」四六三頁以下。

- (15) 拙稿「ドイツの売上税における『組織関係』の生成」成城大学経済研究 第十七号 八一頁以下。
- (16) Finanzbericht 1964, S. 192ff.
- (17) Jansen, Johannes C., a. a. O., S. 86.
- (18) Jansen, Johannes C., a. a. O., S. 86.
- (19) Jansen, Johannes C., a. a. O., S. 86.
- (20) Cosciani, Cesare, Gemeinsamer Markt: Besteuerung im Ursprungsland oder im Bestimmungsland? in: Weltwirtschaftliches Archiv, Band 90 Heft 2, 1963, S. 211ff.
- (21) Neunark-Bericht, S. 79.
- (22) Neunark-Bericht, S. 77. 前掲拙稿「共同市場の側面—『租税論争』を中心として—」。
- (23) Neunark-Bericht, S. 47.
- (24) Cosciani, Cesare, a. a. O., S. 234.

83 Neumark-Bericht, S. 78.

84 Cosciani, Cesare, a. a. O., S. 218. Neumark-Bericht, S. 80.

85 Schmolders, G., Steuerliche Wettbewerbsverzerrungen beim grenzüberschreitenden Warenverkehr im Gemeinsamen Markt (FIW-Schriftenreihe, Heft 1, 1962), S. 15, 19 und 27.

86 Cosciani, Cesare, a. a. O., S. 226f.

87 Cosciani, Cesare, a. a. O., S. 214.

共同体加盟各国の域内および域外貿易は一九六三年には次表の通りであった。

単位：100万ドイツ・マルク

	輸 入			輸 出		
	総 額	域 内	域 外	総 額	域 内	域 外
6 カ国合計	161,560	62,801	98,759	150,030	63,725	86,305
ドイツ	52,277	17,342	34,935	58,310	21,754	36,556
フランス	34,919	12,510	22,409	32,340	12,417	19,923
イタリヤ	30,157	9,899	20,258	20,186	7,169	13,017
オランダ	23,868	12,327	11,541	19,847	10,588	9,259
ベルギー ルクセンブルク	30,339	10,723	9,616	19,347	11,797	7,550

Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 1964, S. 74f.

88 Neumark-Bericht, S. 82 und 86f.

(一九六四・八・三十一)

欧州経済共同体における売上税の諸問題